

## I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

### 1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

#### (8) 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金（再支給分）

<p>支援内容</p>	<p>1回目の基本給付（前ページ参照）を受けた方に、臨時特別給付金として、1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円を再支給します【基本給付】。</p>
<p>対象者</p>	<p>以下のいずれかに該当し、1回目の基本給付を受けた方</p> <p>【基本給付】</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方          ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る）          ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方</p>
<p>申請手続きに必要なもの</p>	<p>1回目の基本給付を受けた方は申請不要</p> <p>※これから1回目の基本給付を申請される方も対象になります。申請手続きは、前ページの「(8) 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金」を参照</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市こども保健部子育て推進課子育て支援係          （電話）0868-32-2065</p>
<p>備考</p>	